

追試験の申請期間について
9月18日（日）実施の人文社会ビジネス科学学術院（法曹専攻）筆記試験（未修者コース）については、
9月5日（月）～9月16日（金）とします。
9月23日（祝）実施の人文社会ビジネス科学学術院（法曹専攻）筆記試験（既修者コース）については、
9月10日（日）～9月21日（水）とします。
10月16日（日）実施の人文社会ビジネス科学学術院（法曹専攻）口述試験については、
10月8日（土）～10月14日（金）とします。

ただし、上記申請期間後であっても、状況の急変があった場合は随時（試験当日まで）対応します。
なお、試験当日については、午前10時まで電話で受け付けます。

【提出先】 筑波大学社会人大学院等支援室（法科大学院教務担当）

追 試 験 受 験 申 請 書

申請年月日 令和 年 月 日

受験する学術院名 ： 人文社会ビジネス科学学術院
受験する専攻名 ： 法曹専攻
入試区分 ：
受験予定年月日 ： 令和4年 月 日

受験番号	
受験者氏名（フリガナ）	
住所	〒
電話番号	— —
e-mail	

下記の事由が試験当日まで解消しないため、追試験の受験を申請いたします。

記

- 1 申請事由【下記の事由のいずれかにチェック】および証明書類
- ☐ (1) 新型コロナウイルス感染症に罹患し、自宅待機期間中である（又は症状が回復しない）
→ 「健康観察記録表」及び「診断書」を添付
 - ☐ (2) 保健所等から濃厚接触者に特定され、自宅待機期間中である
→ 「健康観察記録表」及び「濃厚接触者であることを確認できるもの」を添付
 - ☐ (3) 同居者が PCR 検査で陽性となり、自身も自宅待機中である
→ 「健康観察記録表」及び「同居者がPCR検査で陽性となったことを確認できるもの」を添付
 - ☐ (4) 試験前日までに発熱・咳等の症状があり、試験当日も症状が回復しない
→ 「健康観察記録表」及び「診断書」を添付
 - ☐ (5) 試験当日、発熱・咳等の症状がある
→ 「健康観察記録表」及び「診断書」を添付
 - ☐ (6) 海外から入国し、厚生労働省の定める自宅待機期間中である
→ 「健康観察記録表」及び「入国日が確認できるもの（写）」を添付
 - ☐ (7) 海外在住のため、入国制限等により渡日できない
→ 「入国制限されていることが確認できるもの」を添付
 - ☐ (8) その他、やむを得ない事由
(事由：)
→ 「やむを得ない事由を確認できるもの」を添付

注) 試験直前での発熱等により、試験日までに診断書が間に合わない場合は、その旨を試験場に連絡の上、後日送付してください。法曹専攻の追試申請に要する書類については、こちらに記載のものに従ってください。